

広報広聴課長 様

県立病院課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県立今治病院整備検討委員会		
事務局（担当課）	公営企業管理局県立病院課施設係 （担当）宇都宮 凌一郎 （内線）4654		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県立今治病院整備検討委員会設置要綱		
設 置 年 月 日	令和 7 年 8 月 22 日		
審議、意見聴取等の内容	県立今治病院の建替えに関し、外部有識者を加えた検討会を組織し、整備内容の検討、事業者の募集・選定に係る検討を行う。		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 9 月 5 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☐ 部分公開 ☒ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
① 今後の入札スケジュール、入札公告資料の決定（1 回目） ② これまでの検討経緯（質問回答、個別現場説明会、基礎審査等）の報告、プレゼンテーション・ヒアリングの実施及び落札候補者の選定（2 回目）	① その協議を公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に阻害するおそれがあるため。 ② その協議を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	① 愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項 6 号イ ② 愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項 2 号アに該当	
摘 要			
報 告 日		令和 7 年 9 月 5 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。